



「大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定」 締結式および災害物資贈呈式

「大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定」は、創立70周年を迎えた松戸市商工会議所よりご提案をいただき、両者が合意に至り、このたび協定を締結することとなりました。つきましては、以下のとおり協定締結式を行いますのでお知らせします。

- 日 時 令和3年11月16日（火）11時から
- 場 所 松戸市役所新館5階 市民サロン
- 出席者 松戸商工会議所：会頭 中山 政明氏、副会頭 待山 克典氏、
理事 富永 尚次氏、商工業振興部長 濱島 憲二氏
松戸市：本郷谷市長、石和田副市長、総務部長、経済振興部長、
危機管理課長
- 内 容 協定書の取り交し後に、災害物資贈呈式を実施
- 概 要 この協定は、江戸川の氾濫など、市民の皆様が大規模水害時に一時的に避難する垂直避難場所として、松戸商工会館5階会議室（松戸1879-1）を提供していただくものです。収容人数は約80人を想定しています。
また、松戸商工会議所より災害用不織布毛布80枚が寄贈されます。寄贈された毛布は、避難された市民のために商工会議所建物内に保管していただきます。
- 添 付 ・大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定書（案）
・災害用不織布毛布ウォームテnderライト（チラシ）

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市総務部危機管理課 ☎047-366-7309

FAX047-366-0202 ✉ mckikikanr@city.matsudo.chiba.jp

大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定書（案）

松戸市（以下「甲」という。）及び松戸商工会議所（以下「乙」という。）は、大規模水害時における施設等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、松戸市の地域に洪水被害が発生し、または発生するおそれがある場合において、市民等が避難を余儀なくされた場合に、乙の所有する松戸商工会館本館の施設を開放し、避難者に対する一時避難場所として使用することに必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲は、洪水被害が発生または発生するおそれがあり、市が避難指示を発令し、乙による施設の安全が確認された場合に、次の事項について乙に協力を要請することができる。

- （1）市民の避難のための避難場所等の開放
- （2）前1号に定めるもののほか、特に必要と認める事項

（要請期間及び要請方法等）

第3条 前条の協力要請の期間は、洪水警報等が発表され、市民による避難が開始されたときから、洪水等による浸水などの状況が改善されるまでの間とする。

- 1 甲は、乙に対する協力要請については、施設の利用状況を確認し、口頭、電話等をもって要請し、事後に別紙様式第1号「大規模水害時における施設等の提供協力要請書」を提出するものとする。
- 2 乙は、甲の協力要請に対し、これに応ずるときは、口頭、電話等で甲に回答し、事後に別紙様式第2号「大規模水害時における施設等の提供協力報告書」を提出するものとする。
- 3 甲は、避難者の受け入れ期間の終了後、なお施設から退去しない避難者がいる場合は、乙と協力し、避難者の退去を促すものとする。

(経費の負担)

第4条 乙は、無償で施設の開放をするものとする。ただし、甲が第2条(2)で要請した内容については、甲乙協議して定めるものとする。

(円滑な運用)

第5条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口等の変更した時も同様とし、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換に努める。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から解除の申し出がないときは、更に1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年11月16日

甲 松戸市根本387番地の5
松戸市
松戸市長

乙 松戸市松戸1879番地の1
松戸商工会議所
会 頭

緊急!! 今の備えで大丈夫!?

災害用不織布毛布

ウォームテンドーライト



次世代型の災害対策用毛布 **ウォームテンドーライト**の特長

● **保温性があり
あたたかい**



● **薄くて軽い**
真空パックでコンパクト!

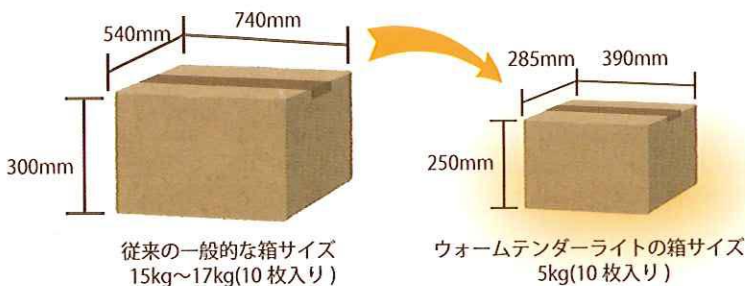


● **ガサガサ音がしない
ので就寝時も快適**



従来内部に使用される
アルミフィルム・
ポリエチレンフィルムを
使用しておりませんので、
耳障りな音がしません。

● **従来の 1/4 以下の容積で
省スペース**



寸法	1,400mm×2,000mm(±50mm)
色相	ホワイト無地(毛布部表裏同色)
縫製	天地左右 15mmヘム 毛布右下に防災ラベルを縫い付け
素材	難燃性ポリエステル不織布 難燃性: 財団法人日本防災協会認定品

公益財団法人 東京都中小企業振興公社
ニューマーケット開拓支援事業認定商品

製造元

加賀屋産業株式会社

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-1-4 <外神田会館内>
TEL:03(3253)7723 <代表> FAX:03(3253)2270
HP: <http://www.kagaya-sangyo.co.jp>

販売元